

議案第57号

西脇市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月1日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

市内8幼稚園を廃園し、新たに幼稚園を開園することに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市立学校条例の一部を改正する条例

西脇市立学校条例（平成17年西脇市条例第 149号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

幼稚園	西脇市立西脇幼稚園	西脇市西脇 657番地の5
	西脇市立重春幼稚園	西脇市和田町 688番地の47
	西脇市立日野幼稚園	西脇市西田町 346番地の1
	西脇市立比延幼稚園	西脇市比延町29番地
	西脇市立双葉幼稚園	西脇市住吉町1番地の1の3
	西脇市立芳田幼稚園	西脇市落方町 227番地の1
	西脇市立楠丘幼稚園	西脇市黒田庄町岡 376番地
	西脇市立桜丘幼稚園	西脇市黒田庄町石原1470番地

」

を

「

幼稚園	西脇市立しばざくら幼稚園	西脇市和田町 688番地の47
-----	--------------	-----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。